

第2章 人権施策の推進方向

1 人権教育・啓発の推進

市民が生涯を通じ、家庭・地域社会、学校、職場その他のさまざまな場において、人権尊重の精神に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な学習の場を保障しその充実に努めます。

また、人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重の精神についての理解が深まっていくことから、これら2つの視点からの取り組みを視野において総合的な推進に努めます。

(1) 人権教育の推進

生涯学習の視点に立って、それぞれのライフステージに応じ、学校教育と社会教育との相互連携を図り推進します。

① 学校教育

日本国憲法、教育基本法、国際人権規約及び児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、さらに2005年から始まる「人権教育のための世界プログラム」の進展も視野に入れ、すべての教育活動を通して子どもの発達段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育を推進します。

また、「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画の理念を踏まえ、2003（平成15）年に奈良県教育委員会が策定した「人権教育推進プラン」の基本的視点に沿って、具体的な取り組みを進めます。

今日、子どもを取り巻く社会状況は大きく変化し、子どもの問題行動の一因として社会性の欠如や自立の遅れを指摘する意見が提起される一方、いじめ、家庭における児童虐待など、子どもの人権を侵害する事象も発生しています。また、不登校や高校中途退学者の問題など、教育保障の観点から取り組まなければならない課題も存在しています。

こうした状況から、学校教育においては、これまでの同和教育の成果を生かしながら、一人ひとりの子どもが人権の意義や内容、重要性について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、日常生活のさまざまな場面や状況下で具体的な態度や行動として現れるよう

にしていくことが求められています。

そのためには、学校教育活動全体のなかで自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを子ども自身が感じ取ることができるようにしなければなりません。

また、家庭・地域・社会のあらゆる場においても、人権が尊重される必要があることを子どもたちが認識することや国際化が進む今日、多様な国籍・民族と文化を持った人々の人権を大切にする意識を培うことも一層必要となってきます。

ア 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権教育は、他人と協調し、思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むことが重要であり、学校教育におけるすべての教育活動を通して推進されなければなりません。

そのため、子どもたちが安心して楽しく学ぶことができる環境づくりに努め、人権についての学習を充実させるとともに、各教科等においても人権を尊重する人間の育成に向けた取り組みを積極的に進めます。また、子どもたちが自他の人権についての理解を深め、主体的に考え論議し、行動につながるよう生活の場をテーマとした参加や体験を重視した学習を取り入れるなど、指導方法の改善・充実に努めます。

また、不登校の子どもへの積極的な支援を行うため、スクールカウンセラーの活用や教育相談、適応指導教室等の充実に努めます。

さらには、情報活用能力の育成を図るため設置した「情報教育推進特区」の「情報科」においても、人権教育の視点に立った適切な情報社会に参画する態度等の育成に努めます。

イ 学びの習慣化と基礎学力の充実

「教育を受けること自体が人権」という認識のもと、学習権の保障につながる基礎学力を充実し、すべての子どもたちに学ぶ楽しさと意義を感じ得させ、意欲を喚起し、学ぶ習慣を身につけさせるとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導に努めます。

ウ 実践的研究の推進と学習資料の充実

学校・園で、地域や子どもたちの実態に即した取り組みが進められるよう推進体制や実践的研究等について情報収集や調査研究を行い、人権教育指導資料の充実に努めます。

エ 指導体制の充実

学校・園で人権教育に取り組む際には、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解し、組織的・計画的に進めることが肝要です。また、人権教育を豊かに展開するためには、すべての教職員が確かな人権意識・感覚をもち、それぞれの力量を生かしながら積極的に取り組むことが必要です。

その指導体制充実のため、教職員の資質向上を図るための研修を行うなど、充実を図ります。

オ 学校・家庭・地域が一体となった人権教育の推進

人権尊重の精神や態度は、幼いころの家庭教育に始まり、保育園・幼稚園、さらには小学校から中学校にかけての教育、地域社会とのかかわりのなかで養われます。

そのため、より社会性や豊かな人間性を育むために、保・幼・小・中学校間における校種間連携を一層充実し、交流活動を活性化させます。

地域に開かれた学校・園づくりを充実発展させるための「学校創造推進事業」によって地域との連携を深め、子どもたちがさまざまな人たちから見守られ共に活動していく機会を増やしていくよう努めます。

さらに、地域でのボランティア活動や職業体験活動、自然体験・芸術文化体験・高齢者や障がい者等との積極的な交流等、多様な体験活動の機会の充実を図り、子どもたちが、主体的・意欲的に人権について学習し、行動する力を身につけることができるよう、これまで以上に地域の関係団体や関係機関との連携を密にし、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の推進に努めます。

また、家庭や地域社会と連携した子育て支援を展開し、保育所・幼稚園が地域の子育て支援活動や幼児教育のセンターとしての役割が果たせるよう、その機能の充実に努めます。

② 社会教育

すべての人々の人権が真に尊重され、だれもが自己実現を図り、夢をもって生き生きと生活できる人権尊重のまちづくりを目指します。

家庭・学校・地域は、人と人との出会いを通しより良い生き方を学ぶ大切な教育の場であるとともに、学んだことを実践する場でもあります。

本市においては、これまでの同和教育・啓発活動により、一人ひとりの人権意識を高め、人権を大切にする社会づくりへとつなげ一定の成果をみてきました。

しかし、依然として部落差別をはじめさまざまな人権問題が存在し、近年の社

会の変化のなかで新たな人権の課題も発生しています。

一人ひとりの人権が尊重され、市民が安心して楽しく暮らし、互いに支え合うことのできる豊かな人間関係が存在する地域コミュニティの創造のためには、他の人の立場に立って考えられる想像力や共感的に理解する力、考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し合い分かり合うためのコミュニケーション能力を培うことの重要性を一人ひとりの市民が自覚し実践していくことが大切です。

また、今日、社会がグローバル化するなかで、多様な文化をもった人々との共生や一人ひとりの個性や違いを認め尊重する主体的な取り組みが求められています。

未来の担い手としての子どもたちに関する取り組みについては、家庭教育の充実を目指したこれまでのさまざまな取り組みにより市民の関心も徐々に高まってきましたが、まだ十分とは言えない状況にあります。また、核家族化や少子化等、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、家族のふれ合いが希薄になっていると言われています。そのなかで、児童虐待をはじめ子どもの人権を取り巻く状況には依然として厳しいものがあり、生命の尊さを大切にする心や人権を尊重する主体的な力を育んでいくことが重要な課題になっています。そのため、家庭・学校・地域がより連携を図りながら、子育て支援を展開する必要があります。

また、地域の実情を踏まえた人権教育を推進するため、地域社会におけるさまざまな機会を活用し、地域の生活課題と人権問題を効果的に結びつけながら、体系的・計画的に多様な手法を整えて学習を進める必要があります。そのためには、人権文化センターや公民館などの社会教育施設等を拠点として、行政はもとより社会教育関係団体やNPO等との広範な人権教育推進のネットワーク化を進めることも必要です。

ア 家庭教育の充実

人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実のため、家庭教育支援を教育行政の重点課題の一つとして施策の深化を図ります。

また、子育ての支援については、講座などを開催するとともに、保育園・幼稚園や公民館等が地域社会の子育てを支援する場として、親子の共同体験・親同士の交流や情報交換・なかまづくりを推進し、その役割が果たせるよう機能の充実に努めます。

イ 人権教育推進のための指導者の育成

身近な人権侵害に気づき、その解決に向けて学習者・住民とともに歩むことができるリーダーの確保と養成のために人権教育講座（山びこ）や「人権教育

リーダー養成講座」を実施していますが、さらに内容に工夫を凝らし、市内外の各関係機関・団体等が実施する講座や研修会とも連携しながら事業の充実に努めます。

ウ 主体的で多様な学習機会の提供

市民の「人権について学びたい」というニーズに応えるため、身近なところで学習できる場や機会を設ける必要があります。そのため、公民館やコミュニティセンター、人権文化センター等の施設においてさまざまな学習を展開するとともに、学習機会の情報や視聴覚教材貸出情報、効果的な学習方法、指導者の紹介などについての情報提供を行い、市民が主体的に学べるように努めます。

また、自治会選出の人権推進委員の現地研修会や地区別懇談会、いこま寿大学をはじめとした自主事業等の機会を通じ、多様な人権教育学習を実施するとともに、「じんけんひろば」等の事業を展開し、広く市民が人権について学び、参加できる機会の保障に努めます。

エ 効果的な教材の開発と活用

対象者の年齢や意識等に配慮し、市民に親しみやすいテーマを取り上げ、分かりやすい表現を用いたりするなど、効果的な教材の開発と整備に努めます。

また、具体的な人権学習の内容の充実を図り、日常生活での実体験や地域活動・市内各種団体の活動成果等を題材に、地域の生活課題を踏まえた学習プログラムを設定し、「人権パンフレット」等の生駒市独自の教材の創造と活用に努めます。

また、ロールプレイやシミュレーション等の参加体験型学習を、より積極的にとり入れるとともに、現地学習をはじめ、絵画・音楽・演劇・映画等の芸術面や、環境・ボランティア・新聞やメディア等の多様な視点から人権を学ぶ手法を創造し、県や他市町村、関係機関・団体等が作成・開発した教材との有効な活用を図ります。

オ 地域が一体となった人権教育の推進

人権教育の視点に立った、人と人、人と集団、集団と集団のさまざまな出会いと交流の場を設け、豊かな人間関係の構築に努めます。

また、生駒市人権教育推進協議会等の研究団体、市内に組織されている人権教育に関わる関係機関・団体やNPO等の民間団体との連携により、地域ぐるみで人権教育を推進することができるよう、その支援に努めます。さらに、県や他市町村、民間の社会教育施設、生涯学習施設、社会福祉施設等との連携を進め、地域が一体となった人権教育を推進する機能が充実されるよう努めます。

(2) 人権啓発の推進

① 市民への人権啓発

市民一人ひとりが、人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに自分の身近な問題として捉え直し、多様な価値観や考え方を受け止め、考え話し合っ
て問題を解決する技能を培い、これを日常の態度として身に付けることができる
よう、多様な学習機会の提供や効果的な手法などによる啓発活動を推進します。

本市ではこれまで、同和問題をはじめさまざまな人権問題に関して、広報紙や
冊子、情報誌、ポスター等を使った啓発のほか、「人権を確かめあう日」や「差
別をなくす強調月間」、「人権週間」等の機会を捉え、講演会、研修会、フォーラ
ム、街頭啓発、パネル展などの啓発活動を実施してきました。

さまざまな啓発活動によって市民の人権尊重の意識は一定高まってきています
が、その反面、「人権とはむずかしいもの、自分とは関係のない差別されている
人々の問題」という意識をもっている人も少なくありません。2004（平成16）年
に実施した「人権問題に関する市民意識調査」でも「人権問題の理解を深めるた
めの読書や学習の意向」について「その気持ちはない」という回答が併せて34%
もあり、そのうちの4分の1は、「特に関心があるわけではないので」と答えて
います。また、差別的な言動に対しても「反省を求めて説得した」などの積極的
行動をとったと答えた人はわずか2割程度になっています。

このことを踏まえ、今後の人権啓発にあたっては、身近な課題を取り上げるな
ど、人権問題への市民の興味や関心を喚起し、一人ひとりが自分の問題として受
けとめて、人権課題の解決に向けた実際の行動に結び付くものとなるよう効果的
な手法で行なわなければなりません。

さらには、人権の尊重が自分の幸福や自己実現と深くかかわる課題として日常
生活に根付いたものとなるよう、これまでの啓発内容を充実しつつ継続的に実施
するとともに、マンネリ化を招かないよう啓発の内容やその手法に工夫を加える
など、効果的な啓発活動を実施する必要があります。

ア 学習機会の提供

現代の人権課題は、同和問題、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人の
ほかH I V感染者やハンセン病患者・元患者の人権、労働者の人権、犯罪被害
者の人権、個人情報の保護など多岐にわたっており、市民の希望する学習内容
はさまざまです。

これらの学習ニーズに応え、市民自らが自発的に参加できるようさまざまな
学習機会の提供に努めるとともに、音楽や演劇、映画等を活用するなど、画一

的な内容や方法にとらわれることなく啓発活動を進めていきます。

また、人権啓発活動は地域社会、学校、職場などで多くの人々や関係機関・団体によっても取り組まれてきました。今後も学校・園、家庭、地域社会において市民の自発的な人権学習が行われるよう学校教育施設、公民館、図書館、コミュニティセンター等の公共施設と連携を図り、住民にとって身近な地域で気軽に学習に取り組むことができるための学習の機会を広めます。

イ 多様な啓発媒体の活用と啓発機会の拡大

より多くの市民に人権に関する情報を提供し、人権尊重の重要性を伝えるためには多様な啓発媒体の活用と啓発機会の拡大を図ることが必要です。

現在の啓発媒体としては、広報いこまをはじめ、インターネットのホームページ、生駒市電話情報案内システム「まちの情報れすとらん」やポスター、冊子、リーフレット、電光掲示板等があり、これらを利用した効果的な啓発に努めるとともに、K C N（近鉄ケーブルネットワーク）や奈良テレビ放送等のメディアを積極的に活用していきます。なお、インターネットについては、高齢者や障がい者、また外国人も含め、だれもが分かりやすく使いやすいホームページを目指し、W e b アクセシビリティ（情報がきちんと伝わり、機能やサービスが利用できること）の向上に努めます。

また、「人権を確かめあう日」や「差別をなくす強調月間」、「人権週間」のほか、学校行事や市の各種イベントなど多くの啓発機会を捉え、幅広く情報提供と啓発活動を進めます。

ウ 関係機関・団体等との連携

人権啓発を進めるにあたっては、法務局や県、他市町村との連携が大切であり、協力体制を一層充実することが必要です。また、人権擁護委員や生駒市人権教育推進協議会、N P O、ボランティアなどの民間団体、企業とも連携し人権啓発に必要な情報交換を行うとともに、啓発活動の強化を図ります。

② 企業への人権啓発

企業が社会的責任を自覚し、就職の機会均等を保障した公正な採用と社会の構成員として人権に配慮した対応が図られるよう一層啓発に努めます。

企業は、地域社会の文化や生活に大きな影響力をもっており、さまざまな社会的貢献とともに自らの企業活動に対して人権上の配慮を行う社会的責任が求められています。また、企業で働く人々も地域社会の一員であることから、企業とそこに働く人々は差別のない職場づくりと人権を大切にしたい住みよい社会づくりに

努め、地域社会と共存共栄することを大切にしなければなりません。

本市では、企業における人権問題について正しい理解と認識を深めるため、生駒市企業人権教育推進協議会が設置され、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決を目指し、企業内啓発や就職の機会均等を図るための研修や研修教材の提供などの取り組みが行われています。

「人権問題に関する市民意識調査」では、これまで人権問題の講演会や研修会に参加した理由について、男性は「勤務先の命令で」という回答が45.2%と高く、特に30代から60代までは47%から57%に達しています。

しかし、職場内ではさまざまな人権に関わる問題を抱えており、さらなる企業内の人権啓発・教育の取り組みと支援が求められています。

ア 企業及び企業主等への啓発

すべての人々の就職の機会均等が確保されるよう企業に対して啓発を行います。

特に、差別や人権侵害等の解決を図り、就職の機会均等、雇用の安定を進めるためには、従業員の採用・選考に最も影響力をもつ企業主等が人権問題について正しく認識、理解することが極めて重要であることから、企業主等への啓発にも努めます。

イ 企業内人権研修への支援

さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、企業内研修推進の支援に努めます。さらに、研修を実施しやすいように内容や方法についての情報提供や講師の紹介、教材としての啓発パンフレット・リーフレットの配布、啓発用ビデオの貸し出しなどの支援に努めます。

ウ 関係機関団体との連携

生駒市企業人権教育推進協議会、生駒商工会議所等の関係機関団体と連携を図り、企業内における人権研修の取り組みを促すとともに、講演会への参加やポスター等による広報、差別事象防止対策への参画等、市の啓発事業への協力を要請します。

(3) 市職員等に対する研修

市職員及び外郭団体職員等に対して、人権問題についての正しい理解と認識を培い、人権啓発に取り組むための知識と技量を習得するための研修を積極的に推進します。

市職員は公務員としての責務と使命を自覚し、それぞれの分野において人権尊重の精神に立った行政施策の推進を図ることが必要です。

このことから本市においては、臨時職員を含めすべての階層別に人権問題研修を実施するとともに、リーダー養成として人権教育講座（山びこ）や人権教育リーダー研修への参加等を通して人権問題学習を進めています。

今後も、それぞれの職務に応じたきめの細かい人権感覚で行政を推進するため、より一層研修内容や方法に工夫を加え、人権研修の充実を図ることが必要です。

さらに、外郭団体や市政の推進にかかわりの深い市民や団体の職員等についても、職員と同様に人権意識の高揚を図っていく必要があります。

ア 市職員に対する研修

職員一人ひとりが、人権問題を自らの課題として捉え行動するとともに、日常の業務や行政施策を通じて人権尊重の取り組みにあたるよう経験年数別研修、指導者養成研修及び職場研修の充実を図ります。また、市民啓発のリーダーとなりうる力量を培うため、職場研修用資料作成にも努めます。

イ 市政の推進にかかわりの深い市民や団体等に対する研修

福祉関係者をはじめ市政の推進にかかわりの深い市民や団体等に対し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての研修を積極的に実施するよう促します。

ウ 教職員・保育士等に対する研修

教職員・保育士等が、人権に対する感性を磨き人権教育を推進するため、教職員・保育士等の研修を奨励するとともに系統的な研修の実施に努めます。

2 相談・支援の充実

だれもが気軽に利用でき、人権に関するさまざまな問題に直面したときに一人で悩むことのないよう相談窓口やその活動内容に関する広報活動を充実するとともに、当事者の立場に立った相談・支援に関する施策の推進に努めます。

「人権問題に関する市民意識調査」では、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に必要なこととしては、多数の人が「人権侵害を受けた人に対する相談活動や救済策を充実すること」と回答しています。

しかしながら、「ここ5年ぐらいの間に、自分の人権が侵害されたと思ったこと

がある」と答えた18.4%の人のうち、多くは「だまってがまんした」、「自分で処理した」、あるいは「身近な人に相談した」と回答しており、法務局や人権擁護委員、警察、県・市などの行政機関や民間団体へ相談した人はごく少数でした。

現在、本市では人権に関わる各種の相談窓口を設けていますが、相談窓口が十分周知されていないことや、最初から相談してもどうにもならないと思っている人が少なくないこともそうした要因の一つと考えられます。そのため、さまざまな手法で広報活動を行うことと同時に、当事者の立場に立ったきめ細かな対応ができるよう相談体制を充実する必要があります。

さらに、近年の社会情勢の変化に伴い、相談内容はさまざまな要因が絡みあって複雑になるとともに、新たな人権問題も生じており、今後は総合的な相談・支援が重要になってくると考えられます。

ア 相談窓口の整備と情報提供

だれもがいつでも気軽に安心して利用できるよう、面談、郵送、電話、ファックス、eメール等、さまざまな形態による対応の整備に努めます。

また、さまざまな広報媒体を活用して、より一層積極的に相談窓口及びその活動内容等の広報に努めます。

イ 相談窓口の連携

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、相談窓口相互の連携を図るとともに相談マニュアルの整備に努めます。

また、各相談機関で相談活動を通して把握した課題等を集約し、今後の相談業務や人権意識確立に向けた啓発活動への活用に努めます。

ウ 相談員等の資質の向上

人権問題等に対して的確に対応できるよう関係職員や相談員等に対する研修の実施や、各種研修会への参加の促進など、資質の向上に努めます。

エ 関係機関との連携

相談内容に応じた的確な相談・支援を行うため、全庁的な連携はもちろんのこと、国、県及び関係機関との連携に努めます。特に、人権侵犯事件に関する救済等を所掌する法務局や最近深刻な問題となっているドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待の被害に関しては県女性センター、こども家庭相談センターとの連携のもと迅速・的確な対応に努めます。

3 ボランティア活動への支援

ボランティア活動は、社会福祉活動の分野のみならず保健・医療、教育、文化、スポーツ、地域振興、環境保全、国際交流・協力、人権擁護等さまざまな分野にわたり、子どもから高齢者までの幅広い世代の人々が参加するようになってきています。

これらの活動の多くは、現代社会がかかえる諸問題に対して自発的に行われており、人権の尊重と大きなかかわりをもっています。

本市では、1998（平成10）年に生駒市社会福祉協議会が設置したボランティアビューローにおいて、ボランティアの登録及び紹介をはじめ、育成やボランティア活動の支援などを行っており、今後も市民の幅広いボランティア活動への参加を促進するため、社会福祉協議会と連携した活動を中心に情報や活動の場の提供、ボランティアリーダーの育成など、ボランティア活動の充実・活性化に努めます。